

仙台で働きたい！プロジェクト（BEST JOB（イベント等運営））事業 業務仕様書

1 業務名 仙台で働きたい！プロジェクト（BEST JOB（イベント等運営））事業

2 業務目的

本市では、大学等の進学を機に東北をはじめとする各地から学生が転入するものの、その多くが、また、宮城県出身者であっても就職を機に首都圏に転出してしまうことが課題となっており、その要因として、在学期間中に地域企業の魅力に気づく機会に恵まれないまま就職活動を終えることにあるものと考えられる。また、首都圏に流出する層は、個人としての成長を重視する傾向にあるものと捉えている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、学生等と仙台市内に事業所のある企業（以下、地域企業）との相互理解を図るとともに、マッチングの機会を提供することで、地域企業における人材獲得につなげることを目的にするものである。

3 見積金額上限額

9,413,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容等

（1）イベントの開催等

① 少人数制イベント

- ・仙台で活躍する経営者や役員との交流や対話を通じ、学生等の業界・業種に対する理解を深めるとともに、仙台で働くことの魅力ややりがいを実感してもらうための少人数制イベントを6回以上開催すること。
- ・原則リアルイベントでの開催とする。
- ・1回あたりの学生の定員数は20名以上とする。幅広い大学等からの参加を可能とすること。
- ・イベントのテーマ・内容・開催時期・開催場所・回数については、学生のニーズを基に発注者と協議の上決定すること。イベントが定期的に開催されていることの認知度向上を図る観点から、開催場所については、原則、同一の場所とすること。
- ・当日運営のほか、経営者や役員の選定・調整、イベントの広報、参加学生等の募集・管理、運営マニュアル等の作成、参加学生・経営者等への事後アンケートを行うこと。
- ・学生等の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。

② 短期就業体験（無給）

- ・学生の夏季休暇期間中に、学生の職業観・社会観を養うとともに、地域企業との接点を作ることを目的に、大学等低学年を主な対象とした5日間の短期就業体験（無給）を実施すること。なお、本事業はみやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム※事業として実施する。

※みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム

人材育成に関わる地域の課題解決に協働で取り組むことを目的とした連携組織。

（構成員）

東北学院大学、尚絅学院大学、聖和学園短期大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、東北生活文化大学、東北生活文化大学短期大学部、東北福祉大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、仙台高等専門学校、宮城県、仙台市、株式会社セブン銀行、株式

ア 参加企業向け支援

- ・参加企業は40社程度とし、募集・決定は発注者と協議の上行うこと。
- ・参加企業向けに、就業体験のプログラム作成を支援するためのセミナーやコンサルティング等を行うこと。
- ・参加企業に対し、就業体験終了後にアンケートを行うこと。また、翌年度の参加意向を確認すること。
- ・翌年度の事業実施に向けて、新たに参加可能性のある企業を20社程度リストアップすること。

イ 参加学生向け支援

- ・参加企業と学生のマッチングにつなげるため、就業体験プログラムを紹介するための説明会を開催すること。参加者数は延べ200名以上とする。なお、日程等は以下のとおりとする。

日時：令和8年6月24日（水）及び25日（木）

会場：東北学院大学 五橋キャンパスシネマーレ記念館1階 未来の扉センター
(<https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/iprof/tobira>)

- ・上記とは別に、参加学生の意欲を高めることを目的にした参加学生同士の交流会を開催すること。なお、実施にあたっては、就業体験を経験した先輩学生の参加等、学生がより具体的なイメージを持てるような工夫を行うこと。参加学生数は20名程度とし、内容・開催時期・開催場所・回数については、発注者と協議の上決定すること。
- ・いずれも、学生の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。
- ・いずれも、当日運営のほか、参加学生の募集・管理、運営マニュアル等の作成、参加学生・企業への事後アンケートを行うこと。

ウ 参加企業と参加学生とのマッチング

- ・アの参加企業が作成した就業体験プログラムの情報を、発注者が管理する就業体験・インターンシップ専用サイトに掲載すること。なお、専用サイトのアカウントやログイン情報は発注者から提供する。
- ・参加学生からの申込情報を基に適切なマッチングを行うこと。なお、イの説明会や交流会に不参加の学生からの申込も受け入れることとしており、広く学生の参加を促す工夫や効果的な広報を実施すること。
- ・就業体験の参加申込を行った学生に対し、参加にあたっての心構えや注意点を周知すること。なお、実施にあたっては、発注者と協議の上決定すること。また、周知にあたっては、学生に確実に浸透するよう工夫を行うこと。
- ・就業体験の実施中は、必要に応じて状況を確認するとともに助言等を行うこと。
- ・発注者において、参加学生の後年度の就業状況を確認するための調査を予定しているため、参加学生から当該目的での個人情報利用についての同意を得ること。

エ 成果報告会

- ・就業体験終了後に参加企業と参加学生による成果報告会を実施すること。内容・開催時期・開催場所・回数については、発注者と協議の上決定すること。

③ マッチング等イベント

- ・地域企業と大学等低学年を含む学生（既卒5年以内を含む）とのマッチング等を目的としたイベントを2回開催すること。
- ・原則1回はリアルでの開催とすること。
- ・1回あたりの参加企業数は25社以上、参加者数は100名以上とすること。

- ・参加企業の選定にあたっては、学生等の興味関心を踏まえ、業界・職種のバランスを考慮し、発注者と協議の上決定すること。
- ・イベントのテーマ・内容・開催時期については、学生のニーズを基に、発注者と協議の上決定すること。
- ・当日運営のほか、参加企業の募集・管理、イベントの広報、参加学生等の募集・管理、運営マニュアル・参加企業用資料等の作成、参加学生・企業等への事後アンケート、報告書の作成を行うこと。
- ・学生等の参加を促す工夫や効果的な広報を実施し、集客に努めること。
- ・マッチングを主な目的として開催する場合は、参加企業と参加学生のマッチングを促す工夫を行うとともに、参加企業への事後アンケート等によりマッチング数を把握すること。
- ・BEST JOB (センダイシゴト体験) (<https://sendaidehatarakitai.jp>) との役割分担を踏まえながら、相互の参加を促す工夫を行うこと。

④ 参加者の進路追跡調査

令和5～8年度に、仙台で働きたい！プロジェクト（BEST JOB（イベント等運営））事業に参加した学生の進路について、発注者と協議の上、調査・集計・分析し、報告書を提出すること。

⑤ ①～④共通事項

- ・本業務は「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環として行う。「仙台で働きたい！」プロジェクトは、BEST JOB（イベント等運営）、BEST JOB（センダイシゴト体験）及び「仙台で働きたい！」サイト運営（<https://sendaidehatarakitai.jp/>）で構成し、BEST JOB（センダイシゴト体験）及び「仙台で働きたい！」サイト運営業務の受託事業者は別途決定する。
- ・受託者は、本事業の実施における地域企業等への訪問等の機会を通じ、「仙台で働きたい！」プロジェクトに関する事業についても積極的に情報提供・紹介を行うこと。また、実施状況及び結果について、発注者に定期的に報告すること。内容及び方法等については、発注者と協議の上決定すること。
- ・各イベントの広報では「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環であることを明記することとし、仙台市が提供するロゴマークを使用すること。
- ・「仙台で働きたい！」ウェブサイトでイベント告知を行うための素材（バナー・チラシのデータ等）をサイト運用業務の受託事業者に提供すること。
- ・BEST JOB 公式LINEの運営管理を行うこと。
- ・イベントのチラシ等の制作やWEB広告等の広報業務は本業務受託事業者の費用負担で実施すること。
- ・BEST JOB（イベント等運営）及びBEST JOB（センダイシゴト体験）の全体像を示した資料を作成し、適宜更新を行うこと。仕様は、A3両面カラー刷り1枚で作成し、学生及び地域企業に訴求できる内容とする。
- ・本業務を実施するにあたり、マッチング等イベント以外においてもBEST JOB（センダイシゴト体験）への参加を促す等の連携を図ること。

(2) その他

- ・事業全般において、発注者と定期的に会議を設け、意思の疎通を図ること。
- ・受託事業者は、打合せの内容を記録し、発注者へ提出すること。

6 著作権等の取扱い

- （1）本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- （2）本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- （3）制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受

託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。

- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

7 事業計画・実績報告等

- (1) 事業計画

業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

- (2) 実績報告

- 各イベント終了後、当該イベントに関し実績報告書を提出すること。実施概要のほか、広報手段や実績またその効果等を検証し記載すること。
- 受託者は事業終了後、当該事業に関し速やかに実績報告書を提出すること。

8 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

- (2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに仙台市へ全て報告し、対応策を協議すること。

- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」(以下、「ポリシー」)、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第2章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuj/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/guidelines.html>

- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

- (5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。

- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。